

鯖江市教育委員会

2月定例会議事録

令和6年2月20日（火）

1 会議概要

- 日 時 令和6年2月20日(火) 午後2時58分開会
午後5時50分閉会
- 場 所 鯖江市役所4階第2委員会室
- 出席委員
齋藤 教育長
柴田 教育長職務代理者 蓑輪 委員
春日 委員 水間 委員
- 欠席委員
なし
- 出席説明員
服部事務部長 田中健康福祉部長
吉村教育審議官 笠島教育政策課長
渡辺生涯学習課長 山口文化の館副館長
井上文化課長 谷ロスポーツ課長
長崎保育・幼児教育課長
- 欠席説明員
なし
- 書記
木原 教育政策課参事
- 議事日程
 - (1) 開会の宣告 午後2時58分開会
 - (2) 会議録署名人の指名 蓑輪 委員 柴田 委員
 - (3) 報告事項
 - (4) 議案
 - 議案第2号 令和5年度鯖江市教育委員会3月補正予算要求の概要について 可決
 - 議案第3号 令和6年度鯖江市教育委員会当初予算要求の概要について 可決
 - 議案第4号 鯖江市いじめ調査専門委員会等条例の制定について 可決
 - 議案第5号 財産の取得について 可決
 - 議案第6号 公民館長の任命について 可決
 - 議案第7号 鯖江市スポーツ推進委員の委嘱について 可決
 - (5) 教育長の報告
 - (6) その他
 - ① 令和6年度鯖江市教育委員会基本方針(素案)について
 - ② いじめの重大事態に関する調査結果の公表について
 - ③ SASA2023 結果について

④ 3～4月の行事予定について

次期開催予定について

3月定例教育委員会開催予定

日 時 3月26日(火) 午後3時30分

場 所 鯖江市役所 4階第2委員会室

(7) 閉会の宣告 午後5時50分閉会

2 会議大要

(1) 報告事項

なし

(2) 議案審議

議案第2号 令和5年度鯖江市教育委員会3月補正予算要求の概要について

【説明】

関係課長が令和5年度鯖江市教育委員会3月補正予算要求の概要について説明

【質疑】

〈委員〉

各課の施設維持補修に係ることだが、施設を工事する期間は、その施設で活動している方に支障が出てくるので、十分に手当していただきたい。また、工事期間中に閉館するならばきちんと閉館して安全対策を取ってほしい。

〈教育長〉

委員の意見は、公共施設全体への意見であると思うので配慮していきたい。小中学校のエアコン設置については、今年の夏に向けてということで、支障がある際は退避してもらいながら工事を行っていきたい。弓道場の改修工事についてはしばらく閉館することになると思う。

〈スポーツ課長〉

弓道場の改修工事は、弓道協会の会長、副会長と何度か打合せし、夏の市民大会が終了してから工事に入ること、安全面から半年近くは施設を使用できないということを了解いただいた。

〈教育長〉

議案第2号に異議はないか。

(異議なしの声)

〈教育長〉

異議なしと認め、議案第2号を承認することとする。

議案第3号 令和6年度鯖江市教育委員会当初予算要求の概要について

【説明】

事務部長、関係課長が令和6年度鯖江市教育委員会当初予算要求の概要について説明

【質疑】

<委員>

一覧表に区分とあるが、生涯学習課の「光でつなぐ家族の絆・西山公園イルミネーション事業」が「提案」となっているが、これはどういう意味か。

<生涯学習課長>

「提案」とは提案型市民主役事業ということで、これまで市が直営で行っていた事業を市民に提案していただいて実施することによって、よりよい事業になるよう、市民の声を聞きながら実施してみようということで、市民活躍課で所管する提案型市民主役事業にあげて、実施者を募集し行っている事業である。

<委員>

教育政策課の「民間活力ですいすいスイミング事業」について、6小学校で民間事業者を活用するとあるが、この民間事業者とは昨年度と同じか。

<教育政策課長>

現在、市内には2つの民間事業者があり、うち1つは令和5年度に委託した事業者である。今後、民間事業者を活用する学校が増えてくると、一か所だけでは対応が難しいことから、もう1つの民間事業者も活用しながら事業を進めていきたい。

<委員>

学校教育課のプログラミング教育について、令和5年度は鯖江東小学校で実施したと思うが、令和6年度で実施する学校名を教えてください。

<教育審議官>

鯖江東小学校以外は現時点で決まっていない。

<委員>

生涯学習課の公民館管理運営費について、4つの新規事業「ぐるっと公民館 人と地域のつながりづくり事業」「高校生による公民館利活用アイデア創出事業」「公民館活動応援サポーター事業」「地域ではぐくむ「子どものびのび広場」整備事業」が挙げられているが、先の総合教育会議の中でも社会教育委員から意見交換があったが、4事業にこれだけの予算をつけていただくのであれば、多くの市民の方になるべくわかりやすく広めていただいて、高校生や地域の方に利用していただけるよう広報をお願いしたい。

<生涯学習課長>

新しい社会教育ということで様々な意見をいただく中で、この4事業を出させていただいた。新年度になると公民館で各事業が始まるので、これらの事業をできるだけ早く取りかかることが出来るようにしていきたい。関係団体や関係機関に話をするとともにSNS等もあるので周知を図っていきたい。

<委員>

歳入予算の中で地元の企業から寄附をいただいた件で、寄附金を中学校で活用するという話であったが、地元の企業が鯖江市の中学生を応援したいという思いを子ども達にも伝えていってほしい。

<教育長>

寄附金の使い道については校長会でも話をして、子ども達が主体性を持って自分達が楽しくなるような事業に使わせてもらいたいということで、各中学校への寄附金100万円のうちの30万円については、子ども達が自分達でアイデアを出して使うことが出来る予算とする予定である。

今回、寄附をいただいた企業については、中学生の職場体験の事業者としても中学生を受け入れてくれていると思うが、そういう形の中でもPRさせていただきたい。

<委員>

教育におけるサービスというと文化課所管の事業が非常に重要になってくる。例えば友達が来て鯖江市を案内するといった時に、西山公園の他にも案内できる場所を用意しておかなければならない。文化の館も鯖江市の文化に触れられる場所と思って尋ねてみたら、図書館だったということで、文化の館においても鯖江市の文化に触れられる映像資料などを用意しておくことは非常に大事で、これはまなべの館についても同じことが言えると思う。間部公や近松門左衛門に固定されることは当然必要なことではあるが、それ以外でもいろいろな展示がされていると思うので、文化の館と連携して、まなべの館でも映像資料を出すような機会があるのも大事だ。もちろんそれらは無料にさせていただきたいし、文化センターでも小規模の合奏などはお金を取らずに気軽に聴ける機会があるといいなと思う。もっと鯖江市に来てほしいということを経済委員会の立場でアピールできるといい。人の流れが外に行ってしまうのが悔しいので、産業界だけでなく、私たち教育委員会の頑張りも必要であると思う。

<教育長>

文化の館とまなべの館の共催、交流という点では、デジタルが発達しているので、例えばディスプレイを1台置いておけば文化の情報発信は出来ると思うので、ソフトのコンテンツを充実させていくことはこれからの課題かもしれない。

<委員>

公民館も移動できる人はいいが移動できない人はそうはいかない。せめて地区公民館や町内公民館に巡回でやって来てくれるなら見に行く機会はあると思う。

<委員>

コロナ禍で3年ちょっと、人と人とのつながりがなくなってきた。特に町内会や壮年会、青年団もそうだがコロナの後遺症みたいにふれあいがなくなっている。昔の全てよいわけではないが、向こう三軒両隣みたいな付き合いが今は全く無くなってきている。そういうところからいうと、行政にいろいろな負担がかかってきて、本来、教育というのは家庭と学校でつくるものだと思うが家庭の話はあまり言わない。どんどん学校に教育を押し付けてくるところがあると思う。スマートフォンやタブレットがどんどん家庭の中に入ってきて

て、子どもと親との対話がなくなっている。スマートフォンやタブレットを否定するわけではないが、幼児から小学校まで、中学校までを含めるのかもしれないが、その時期における家庭の絆ということでは、昔のよいところは伝承していくことが大事で、「西山公園のイルミネーションの事業」は親子で工夫しながらイルミネーションを作るということで非常によいことだと思う。今後はそのような視点で、まずは家庭でのコミュニケーションが強くなり、それが町内に繋がっていく。町内会は弱くなっているが、ボランティアやNPOなど課題別のものは昔よりも強化されている。今後は絆づくりの事業が予算化されるとよい。

<教育長>

議案第3号に異議はないか。

(異議なしの声)

<教育長>

異議なしと認め、議案第3号を承認することとする。

議案第4号 鯖江市いじめ調査専門委員会等条例の制定について

【説明】

教育政策課長が鯖江市いじめ調査専門委員会等条例の制定について説明

【質疑】

<教育長>

この条例を制定することの意義は、いじめ調査専門委員会の設置の根拠を明確にすることと汎用性ということで、こういう事態は何度も起きてはいけませんが事態に対応するために整備するものである。現在、定めている要綱との違いとしては、委員の人数が違い、報酬を定めたことにある。

<委員>

第11条にいじめ調査専門委員会といじめ再調査専門委員会と2つ設置することになっているが、なぜ再調査専門委員会が設置されるのか、根拠法令の中に当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは再調査専門委員会を設置してもよいと書いてある。この場合、再発防止に欠陥があった場合に再調査専門委員会を設置してもよいと捉えることができるが、今の説明では、新しい事実が出てきた場合も再調査専門委員会を設置するとあったが、再調査専門委員会を設置することは例外中の例外という認識でよいか。

<教育審議官>

調査結果の報告があった後の流れについては、まず被害者側に調査結果を教育委員会が行い、被害者側に説明した側に沿って加害側にも説明する。その次に市長に対して説明した後、教育委員会の議題として取り扱うことになっている。その次に、市長は再調査の要否を判断することになる。要否の要件の主なものは、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、被害者や保護者に確認した事項に十分な調査が尽くされていない

い場合等を市長が判断した場合となっている。公表結果の要否を判断するためのガイドラインを今回作成し、報告する予定である。公表の仕方や公表内容についてどのように定め
るかがガイドラインに記載されている。

〈教育長〉

議案第4号に異議はないか。

(異議なしの声)

〈教育長〉

異議なしと認め、議案第4号を承認することとする。

議案第5号 財産の取得について

【説明】

教育審議官が財産の取得について説明

【質疑】

なし

〈教育長〉

議案第5号に異議はないか。

(異議なしの声)

〈教育長〉

異議なしと認め、議案第5号を承認することとする。

〈教育長〉

議案第6号「公民館長の任命について」および議案第7号「鯖江市スポーツ推進委員の
委嘱について」は人事案件となっているので、教育委員会会議規則第15条ただし書きの
規定により秘密会としたい。異議はないか。

(異議なしの声)

〈教育長〉

異議なしと認め、議案第6号および議案第7号は秘密会とする。

(3) 教育長の報告

- ・ 社会教育について
- ・ 不登校対策について
- ・ 学校経営状況の報告について
- ・ 夜間中学校について
- ・ 学校環境の整備について
- ・ 授業時間の短縮について

(4) その他

- ① 令和6年度鯖江市教育委員会基本方針（素案）について
- ② いじめの重大事態に関する調査結果の公表について
- ③ SASA2023結果について
- ④ 3～4月の行事予定について

議事録署名人 蓑輪 進一

議事録署名人 柴田 直昌